

3. 内部統制の重大な不備

No.	事案	不備の概要と影響	不備の原因	不備の区分	重大な不備とした理由	是正の状況
1	<p>高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理</p>	<p>仙台第二高等学校他7校において、令和元年度及び令和2年度の授業料に係る高等学校等就学支援金の受給資格認定の事務処理を誤り、授業料を徴収又は返還することとなったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収 44件 4,608,204円 ・返還 2件 121,500円 	<p>就学支援金の受給資格は、国の事務処理要領に基づき、世帯の所得により就学支援金の受給世帯を判定するが、担当者は保護者から認定に必要な書類の取得を怠り、所得確認をせずに認定していたことや、データ処理をする過程で所得金額等の入力を誤ったこと、上司を含めた他の職員の就学支援金制度の理解不足によりチェック体制が十分に機能していなかったことによる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 整備上 <input type="checkbox"/> 運用上</p> <p>当該不備は、文部科学省の「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）」において収入状況の確認方法が明記されているにもかかわらず、担当職員はその確認をせず、また、決裁過程でのチェックも不十分だったことにより発生したものであり、運用上の不備に該当する。しかし、当該不備は、同時期に複数校で発生しているなど、従来の手続によっては内部統制の目的を十分に果たすことはできないと認めざるを得ず、整備上の不備とするもの。</p>	<p>保護者から認定に必要な書類の取得を怠り、所得確認をせずに認定するなどし、44件の徴収と2件の返還事案を発生させていることから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 是正済 <input type="checkbox"/> 対応中</p> <p>不適切な事務処理により認定誤りがあった世帯に対し、授業料の徴収又は返還を行った。</p> <p>令和4年3月31日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収 44件 4,608,204円 ・返還 2件 121,500円 <p>また、再発防止に向けて、財務会計事務の進捗管理やチェック体制の強化に取り組むとともに、統一的な事務処理システム「e-shien システム」を導入することにより、認定処理の適正化と職員の負担軽減を図っている。</p>